

令和 7 年第 4 回青森市議会定例会提出予定案件

件 名		提出 件数
予 算 案	○ 令和 7 年度青森市一般会計補正予算（第 5 号） ○ 令和 7 年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号） ○ 令和 7 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） ○ 令和 7 年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号） ○ 令和 7 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号） ○ 令和 7 年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 2 号） ○ 令和 7 年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） ○ 令和 7 年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号） ○ 令和 7 年度青森市病院事業会計補正予算（第 1 号） ○ 令和 7 年度青森市水道事業会計補正予算（第 2 号） ○ 令和 7 年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第 1 号） ○ 令和 7 年度青森市下水道事業会計補正予算（第 1 号） ○ 令和 7 年度青森市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号） 計	13
条 例 案	○ 青森市環境基本条例の制定について ○ 青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市職員等の旅費に関する条例及び青森市費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市浪岡高齢者いきいきセンター条例の一部を改正する条例の制定について	

条 例 案	○ 青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
	計	8
単 行 案	○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立すみれ寮） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立後潟児童館等） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立五本松児童館等） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市総合福祉センター等） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市青森駅前自転車等駐車場） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市古川市民センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市沖館市民センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市森の広場） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市西部工業団地多目的施設） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市ふれあい農園） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（南北後潟館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（野木ふるさと館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（牛館ふれあいセンター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（女鹿沢農村センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（銀農村センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（増館農村センター及び増館健康センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（五本松農村センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（吉野田農村センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（徳長農村センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（郷山前農村センター及び郷山前農村公園） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（孫内農村センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（月見野森林公園） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（浅虫温泉森林公園）	

単行案	○ 公の施設の指定管理者の指定について（杉沢農村公園） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（本郷農村公園） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（北中野農村公園） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡交流センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸及び青森港旅客船ターミナルビル） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（下石川ふれあいセンター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（なごやかプラザ福田） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（下町幸永会館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（浪岡茶屋町会館） ○ 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について ○ 市道の路線の廃止について ○ 市道の路線の認定について 計	35
報告	○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について 計	8
合 計		64

(追加提出予定案件)

●閉会日提出

○ 人事案

財産区管理委員の選任について

○ 予算案

- NO. 1 令和 7 年度青森市一般会計補正予算（第 5 号）
- NO. 2 令和 7 年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）
- NO. 3 令和 7 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- NO. 4 令和 7 年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- NO. 5 令和 7 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- NO. 6 令和 7 年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 2 号）
- NO. 7 令和 7 年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- NO. 8 令和 7 年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- NO. 9 令和 7 年度青森市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- NO. 10 令和 7 年度青森市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- NO. 11 令和 7 年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第 1 号）
- NO. 12 令和 7 年度青森市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- NO. 13 令和 7 年度青森市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

○ 条例案

- NO. 1 青森市環境基本条例の制定について

環境の保全及び創造のために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、制定しようとするものである。

- NO. 2 青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

人事院及び青森県人事委員会による給与改定に係る勧告を勘案して、職員の給料月額等を改定するため、改正しようとするものである。

NO. 3 青森市職員等の旅費に関する条例及び青森市費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、職員等の旅費制度を見直すため、改正しようとするものである。

NO. 4 青森市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について

青森市立本郷小学校を青森市立浪岡南小学校へ統合するため、改正しようとするものである。

NO. 5 青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

青森市立浪岡中央児童館及び青森市立高田児童館を廃止し、その機能を近隣の公共施設へ移転するため、改正しようとするものである。

NO. 6 青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

NO. 7 青森市浪岡高齢者いきいきセンター条例の一部を改正する条例の制定について

青森市浪岡高齢者いきいきセンターの管理を直営で行えることとするため、改正しようとするものである。

NO. 8 青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

浪岡地区の一般廃棄物の処理、処分及び収集並びに一般廃棄物処理業の許可等に関する事務を本市で行うこととするため、改正しようとするものである。

○ 単行案

NO. 1 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立すみれ寮）

青森市立すみれ寮の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字新城字平岡 7 4 6 番地

名称 社会福祉法人敬仁会

（理事長 丹野 智宙）

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 1 0 条

NO. 2 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立後潟児童館等）

青森市立後潟児童館、青森市立戸山児童館、青森市立野内児童館、青森市立安田児童館、青森市立相野児童館、青森市立平新田児童館、青森市立三内児童館及び青森市立奥内児童館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市本町四丁目 1 番 3 号

名称 社会福祉法人青森市社会福祉協議会

（会長 成田 幾末）

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 1 0 条

NO. 3 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立五本松児童館等）

青森市立五本松児童館、青森市立王余魚沢児童館、青森市立女鹿沢児童館、青森市立平川児童館、青森市立吉野田児童館及び青森市立杉高児童館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字高屋敷字野尻 1 7 番地 1

名称 特定非営利活動法人 N P O 婆娑羅凡人舎

（代表理事 工藤 修一）

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 1 0 条

NO. 4 公の施設の指定管理者の指定について（青森市総合福祉センター等）

青森市総合福祉センター、青森市福祉増進センター及び青森市中央ダイサービスセンターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市本町四丁目１番３号

名称 社会福祉法人青森市社会福祉協議会
(会長 成田 幾末)

指定の期間 令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第１０条

NO. 5 公の施設の指定管理者の指定について（青森市青森駅前自転車等駐車場）

青森市青森駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市松原一丁目１７番１１号

名称 青森アドセック株式会社
(代表取締役 山崎 敏紀)

指定の期間 令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第１０条

NO. 6 公の施設の指定管理者の指定について（青森市古川市民センター）

青森市古川市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市古川三丁目７番１４号

名称 青森市古川市民センター管理運営協議会
(会長 千葉 滋)

指定の期間 令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第２条
第２項において準用する同条例第１０条

NO. 7 公の施設の指定管理者の指定について（青森市沖館市民センター）

青森市沖館市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市沖館一丁目1番11号

名称 青森市沖館市民センター管理運営協議会
(会長 菊地 賢一)

指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

NO. 8 公の施設の指定管理者の指定について（青森市森の広場）

青森市森の広場の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字新城字山田616番地2

名称 新城縁故者委員会
(委員長 坂本 昌俊)

指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

NO. 9 公の施設の指定管理者の指定について（青森市西部工業団地多目的施設）

青森市西部工業団地多目的施設の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 北海道河東郡音更町木野西通八丁目3番地9

名称 株式会社オカモト
(代表取締役 岡本 謙一)

指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

NO. 10 公の施設の指定管理者の指定について（青森市ふれあい農園）

青森市ふれあい農園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字羽白字富田 1 9 0 番地 4

名称 青森農業協同組合

（代表理事組合長 鹿内 克之）

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 1 0 条

NO. 11 公の施設の指定管理者の指定について（南北後潟館）

南北後潟館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字後潟字平野 1 7 番地 7

名称 南北後潟館管理運営協議会

（会長 工藤 美智麿）

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 1 0 条

NO. 12 公の施設の指定管理者の指定について（野木ふるさと館）

野木ふるさと館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字野木字山口 1 4 0 番地 2

名称 野木ふるさと館管理運営協議会

（会長 櫻田 清治）

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 1 0 条

NO. 13 公の施設の指定管理者の指定について（牛館ふれあいセンター）

牛館ふれあいセンターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字牛館字松枝 8 4 番地 3

名称 牛館ふれあいセンター管理運営協議会
(会長 北田 政友)

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 1 0 条

NO. 14 公の施設の指定管理者の指定について（女鹿沢農村センター）

女鹿沢農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字女鹿沢字西花岡 3 5 番地 2

名称 女鹿沢農村コミュニティーセンター連絡協議会
(会長 野澤 禎麿)

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 1 0 条

NO. 15 公の施設の指定管理者の指定について（銀農村センター）

銀農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字銀字杉田 1 5 2 番地 2

名称 銀町内会
(会長 工藤 弘志)

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 1 0 条

NO. 16 公の施設の指定管理者の指定について（増館農村センター及び増館健康センター）

増館農村センター及び増館健康センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字増館字宮元100番地1

名称 増館町内会

（会長 須藤 章輝）

指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

NO. 17 公の施設の指定管理者の指定について（五本松農村センター）

五本松農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字五本松字羽黒平40番地1

名称 五本松農村センター管理委員会

（会長 太田 健）

指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

NO. 18 公の施設の指定管理者の指定について（吉野田農村センター）

吉野田農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字吉野田字樋田371番地4

名称 吉野田町内会

（会長 一戸 悟）

指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

NO. 19 公の施設の指定管理者の指定について（徳長農村センター）

徳長農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字徳才子字福田 4 番地 1

名称 北部農業構造改善センター管理運営委員会
(運営委員長 天内 則雄)

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 1 0 条

NO. 20 公の施設の指定管理者の指定について（郷山前農村センター及び郷山前農村公園）

郷山前農村センター及び郷山前農村公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字郷山前字上野 8 番地 1

名称 郷山前町内会
(会長 工藤 益三)

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 1 0 条

NO. 21 公の施設の指定管理者の指定について（孫内農村センター）

孫内農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字孫内字山科 9 6 番地 1

名称 孫内町会
(町会長 我満 智)

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 1 0 条

NO. 22 公の施設の指定管理者の指定について（月見野森林公園）

月見野森林公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字浅虫字蛸谷 70 番地

名称 一般社団法人浅虫温泉観光協会
(代表理事 中村 彰利)

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 10 条

NO. 23 公の施設の指定管理者の指定について（浅虫温泉森林公園）

浅虫温泉森林公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字浅虫字蛸谷 70 番地

名称 一般社団法人浅虫温泉観光協会
(代表理事 中村 彰利)

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 10 条

NO. 24 公の施設の指定管理者の指定について（杉沢農村公園）

杉沢農村公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字杉沢字井ノ下 26 番地 1

名称 杉沢町内会
(会長 森 隆)

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 10 条

NO. 25 公の施設の指定管理者の指定について（本郷農村公園）

本郷農村公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字本郷字篠原 1 1 番地 1

名称 本郷町内会
(会長 奥瀬 金藏)

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 1 0 条

NO. 26 公の施設の指定管理者の指定について（北中野農村公園）

北中野農村公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字北中野字天王 1 0 1 番地 2

名称 北中野町内会
(会長 長谷川 章悦)

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 1 0 条

NO. 27 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡交流センター）

青森市浪岡交流センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字浪岡字細田 1 0 5 番地 1

名称 浪岡商協
(代表 小倉 尚裕)

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 1 0 条

NO. 28 公の施設の指定管理者の指定について（青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸及び青森港旅客船ターミナルビル）

青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸及び青森港旅客船ターミナルビルの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市勝田二丁目24番7号

名称 特定非営利活動法人あおりみなとクラブ
(理事長 細川 英邦)

指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

NO. 29 公の施設の指定管理者の指定について（下石川ふれあいセンター）

下石川ふれあいセンターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字下石川字平野137番地16

名称 下石川町内会
(会長 小笠原 健)

指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

NO. 30 公の施設の指定管理者の指定について（なごやかプラザ福田）

なごやかプラザ福田の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡福田二丁目4番地3

名称 福田町内会
(会長 野呂 一則)

指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条
第2項において準用する同条例第10条

NO. 31 公の施設の指定管理者の指定について（下町幸永会館）

下町幸永会館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字浪岡字細田 1 0 2 番地 1 0

名称 下町町内会

（会長職務代理者 副会長 野呂 正幸）

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 1 0 条

NO. 32 公の施設の指定管理者の指定について（浪岡茶屋町会館）

浪岡茶屋町会館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字浪岡字林本 7 9 番地 2

名称 茶屋町町内会

（会長 永井 三雄）

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 1 0 条

NO. 33 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

青森県市町村総合事務組合の構成団体である黒石地区清掃施設組合の解散に伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更について協議するためのものである。

関係法令 地方自治法第 2 8 6 条第 1 項及び第 2 9 0 条

NO. 34 市道の路線の廃止について

篠田三丁目 1 6 号線ほか 1 3 路線の市道を廃止しようとするものである。

総延長 3, 4 5 3. 2 m

総面積 1 1, 2 3 7 m²

関係法令 道路法第 1 0 条第 1 項及び第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項

NO. 35 市道の路線の認定について

篠田三丁目36号線ほか25路線を市道として認定しようとするものである。

総延長 4,713.2m
総面積 22,289㎡
関係法令 道路法第8条第1項及び第2項

○ 報 告

NO. 1 専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 令和7年7月28日
損害賠償額 77,050円
専決処分年月日 令和7年10月10日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

NO. 2 専決処分の報告について

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 令和7年6月25日
損害賠償額 88,000円
専決処分年月日 令和7年10月22日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

NO. 3 専決処分の報告について

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 令和7年7月7日
損害賠償額 233,200円
専決処分年月日 令和7年10月22日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

NO. 4 専決処分の報告について

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日	令和7年9月10日
損害賠償額	92,151円
専決処分年月日	令和7年10月22日
関係法令	地方自治法第180条第1項及び第2項

NO. 5 専決処分の報告について

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日	令和7年8月14日
損害賠償額	650,000円
専決処分年月日	令和7年10月28日
関係法令	地方自治法第180条第1項及び第2項

NO. 6 専決処分の報告について

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日	令和7年1月6日
損害賠償額	1,991,946円
専決処分年月日	令和7年11月7日
関係法令	地方自治法第180条第1項及び第2項

NO. 7 専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日	令和7年7月18日
損害賠償額	4,203円
専決処分年月日	令和7年11月7日
関係法令	地方自治法第180条第1項及び第2項

NO. 8

専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日	令和7年9月1日
損害賠償額	88,500円
専決処分年月日	令和7年11月7日
関係法令	地方自治法第180条第1項及び第2項